**小坂町移住体験ツアー助成金交付要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、秋田県外在住者で、小坂町への移住を考えている方を対象に、小坂町での暮らしを体験していただく機会を提供する移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）を実施するに当たり、参加者に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、次の要件を満たす個人とする。

　（１）秋田県外在住者であること。

　（２）小坂町への移住を検討していること。

　（３）ツアー期間中に「小坂町移住体験ツアー実施要領」に定める町指定コースを必ず

　　　実施すること。

（助成対象経費）

第３条　助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものと　　　する。但し、一世帯当たりの上限は５万円とし、世帯員一人当たりの上限は２万円　　　とする。

　（１）交通費（公共交通機関又は自動車以外の交通手段は対象外）

　　　ア　公共交通機関を利用する場合は、居住地から本町の宿泊施設までの往復に要す　　　　る経費で、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの（ツアーに関わりのない　　　　経由地への立ち寄り等に要する経費は対象外。）

　　　イ　自家用車を利用する場合は、居住地から本町の宿泊施設までの移動距離（最短　　　　経路）について、15円/kmで積算した額及び高速道路の利用に係る経費（ツアーに　　　　関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費は対象外。）

　（２）宿泊費（町外への宿泊及び前泊又は後泊は対象外）

　　　　助成対象は１泊のみとし、1人当たり１万円を助成する。但し、自己負担による延　　　泊を妨げない。

（助成金交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小坂町移住体　　　験ツアー助成金申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

　　２　交付決定を受けた申請内容に変更が生じる場合には小坂町移住体験ツアー助成金　　　変更交付申請書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定等）

第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、　　　可とする申請者には小坂町財務規則第237条の規定により、交付決定通知書（様式第　　　３号）、不可とする申請者には不交付決定通知書（様式第４号）により通知するも　　　のとする。

（申請の取り下げ）

第６条　助成金の交付決定通知を受けた申請者が、申請を取り下げる場合は、速やかに小　　　坂町移住体験ツアー助成金交付申請取下届（様式第５号）を町長に提出しなければ　　　ならない。

　　２　前項の取下届が提出されたときは、当該助成金の交付決定及び申請はなかったも　　　のとする。

（実績報告）

第７条　申請者は、ツアー終了後速やかに支出に係る領収書等を添えて小坂町移住体験ツ　　　アー助成金実績報告書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（助成額の確定）

第８条　町長は、前条の規定により提出された報告書等に基づき、内容を精査し、助成額　　　を確定し、小坂町移住体験ツアー助成額確定通知書（様式第７号）により通知する　　　ものとする。

（助成金の交付）

第９条　町長は、前条の規定による通知後に助成金を交付する。

　　２　助成金の支払いはツアー実施後とし、助成金交付請求書（様式第８号）に基づき　　　支払うものとする。

（交付決定の取消し、金額の変更及び助成金の返還）

第10条　町長は、申請者がこの要綱に違反またはこの要綱に基づく指示に従わないときは　　　助成金の交付決定を取消すことができる。この場合において、既に助成金が交付さ　　　れているときは、助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　附　則

この要綱は、平成28年10月３日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年要綱第２４号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。